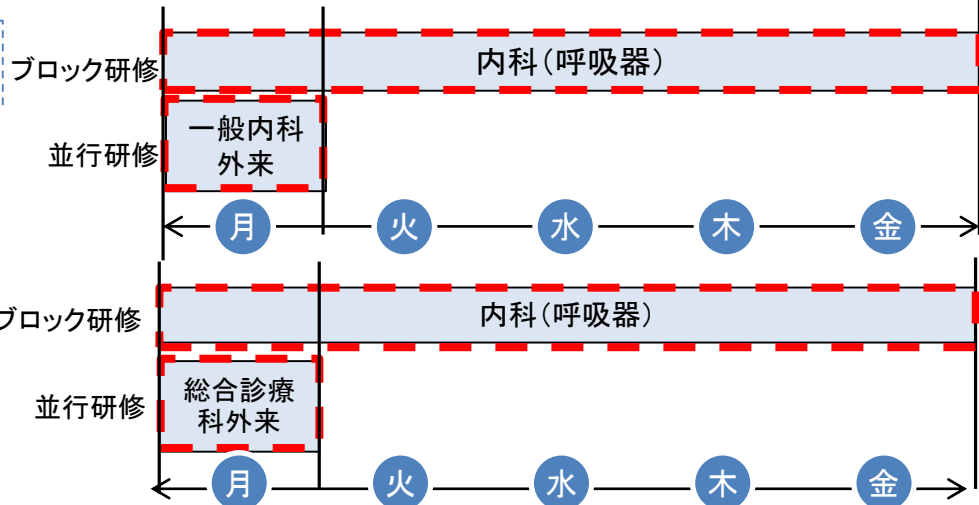


救急及び一般外来研修とブロック研修を並行研修として認められる範囲について

並行研修：週1回の研修を通年で実施するなど特定の期間一定の頻度により行う研修

○同日のブロック研修の算定が認められる場合（同日に実施する一般外来研修が、ブロック研修の診療科の研修要件を満たすこと）

例：内科研修中に並行研修（一般内科外来）



想定されるケース

呼吸器内科などを研修中に、一般内科外来などを週1回の頻度で担当する。

例：内科研修中に並行研修（総合外来）



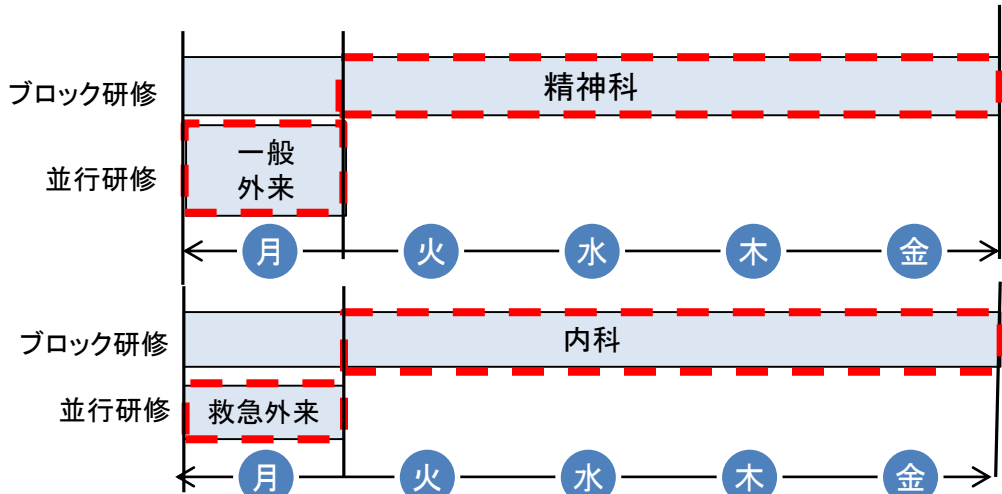
想定されるケース

呼吸器内科などを研修中に、総合診療科外来(総合外来)などを週1回の頻度で担当する。

上記2事例は内科の研修要件を満たすことが可能であり、**外来研修日をブロック研修の研修期間として算定可能。**

○同日のブロック研修の算定が認められない場合（同日に実施する一般外来研修が、ブロック研修の診療科の研修要件を満たさない）

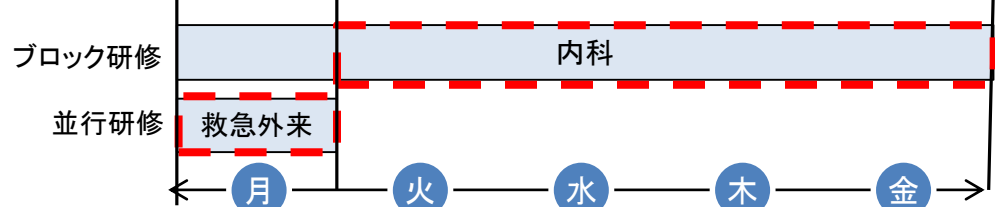
例：精神科研修中に並行研修（一般外来）



想定されるケース

精神科などを研修中に、一般外来などを週1回の頻度で担当する。

EX) 内科研修中に並行研修（救急外来）



想定されるケース

内科などを研修中に、救急外来を週1回の頻度で担当する。

上記2事例は、精神科や内科の研修要件を満たすことができないため、**外来研修日はブロック研修の研修期間として算定することはできない。**

【参考資料】「Ⅱ 実務研修の方略」:ブロック研修、並行研修、内科、精神科、一般外来

ブロック研修

原則として、各分野は一定のまとまった期間に研修(ブロック研修)を行うことを基本とする。

並行研修

救急については、4週以上のまとまった期間に研修を行った上で、週1回の研修を通年で実施するなど特定の期間一定の頻度により行う研修(並行研修)を行うことも可能である。なお、特定の必修分野を研修中に、救急の並行研修を行う場合、その日数は当該特定の必修分野の研修期間に含めないこととする。

内科

入院患者の一般的・全身的な診療とケア、及び一般診療で頻繁に関わる症候や内科的疾患に対応するために、幅広い内科的疾患に対する診療を行う病棟研修を含むこと。

精神科

精神保健・医療を必要とする疾患とその家族に対して、全人的に対応するために、精神科専門外来又は精神科リエゾンチームでの研修を含むこと。なお、急性期入院患者の診療を行うことが望ましい。

一般外来

ブロック研修又は並行研修により、4週以上の研修を行うこと。なお、受入状況に配慮しつつ、8週以上の研修を行うことが望ましい。また、症候・病態について適切な臨床推論プロセスを経て解決に導き、頻度の高い慢性疾患の継続診療を行うために、特定の症候や疾病に偏ることなく、原則として初診患者の診療及び慢性疾患患者の継続診療を含む研修を行うこと。例えば、総合診療、一般内科、一般外科、小児科、地域医療等における研修が想定され、特定の症候や疾病のみを診察する専門外来や、慢性疾患患者の継続診療を行わない救急外来、予防接種や健診・検診などの特定の診療のみを目的とした外来は含まれない。一般外来研修においては、他の必修分野等との同時研修を行うことも可能である。